

令和 2 年度に当組合が補助金を活用して実施した森林整備事業についてお知らせします。

(このページは、「県内森林組合系統の信頼回復に向けた行動宣言」に基づきお知らせするものです。)

国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等、森林の有する多面的機能を将来にわたって十分に発揮するためには、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行い、健全な森林を造成する必要があります。

現在の林業は、安価で輸入される外国産の丸太や木製品との比較により価格が決められており、立木を伐採して販売しても、伐採・搬出コスト等を差し引くと森林所有者の手元にほとんど利益は残らないという厳しい状況に置かれています。木材の販売から十分な収入が得られないことは、間伐等の諸費用や伐採後の再造林費等、将来に向かって森林整備をするために必要なコストを捻出することができませんので、採算が見込めないこととなり伐採や再造林の作業は行われなくなります。

国、県や市町村は一定の条件の下で森林の整備に補助を行っています。補助金額は条件によって異なりますが、搬出間伐では経費の 70～80%となっています。しかしながら、これほどの補助金を活用しても、林道から遠い、地形が急峻などの経営条件不利地は施業の採算が厳しく、所有規模の小さい個人有林を中心に森林管理や経営に対する意欲が減退し、管理放棄された森林が増加しています。

下の表は、当組合が令和 2 年度に森林経営計画に基づき補助事業を活用し実施した森林整備事業の概要です。森林を守るということは、厳しく地道な作業を長い年月を費やして行なわなければ成し得ませんが、森林組合に従事する役職員は社会的使命と公益的な性格を持つ組織として、より一層の団結の下、林業作業における高い生産性、安全性の確保を目指し、路網、高性能林業機械を活用してコストの低減化を図りながら、施業面積の拡大に努めています。

長野県のすばらしい森林を未来に継承していくため引き続き森林整備を推進してまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

補助金を活用した森林整備事業の概要(令和 2 年度)

| 区 分 | 施業面積 | 搬出材積 | 事業費 | 補助金 |
|------|----------------------|---------------------|-----------|-----------|
| 搬出間伐 | 27.18ha | 2,180m ³ | 24,086 千円 | 20,341 千円 |
| 上記以外 | 2.42ha 作業路 4,185m | ————— | | |